

## 平成目安箱への回答 No.10 駅前のコンビニの看板

担当主管課：都市計画課都市計画係（内線 221）

要望等内容	回答
<p>駅前のスリーエフが、ローソンと業務提携して「ローソン・スリーエフ」となるため、看板の掛け替えが決定されたとのこと。この看板についての要望です。</p> <p>「大磯町景観計画」に書かれているように、大磯駅は景観形成重点地区の中心に位置しており、「大磯丘陵の斜面緑地を背景にしたオレンジ瓦の大磯駅の穏やかな佇まいは、町の玄関口として、町民のみならず、訪れる人にも豊かな印象を与えて」います。そのため、「町の玄関口として、風格のある町並み景観を保全し、「穏やかな自然」と「都市の賑わい」が調和した緑豊かな景観の創出を行います。」（景観形成方針）ということで、景観形成のイメージとして、「屋外広告物は、フランチャイズの全国統一の規格ではなく、大磯の町並み景観に調和した設置を心がけます。」と「大磯町景観計画」に明記されています。</p> <p>ご存知のように、最近各地のコンビニで、町の景観に調和するような、特別仕様の看板が設置されています。 <a href="https://matome.naver.jp/odai/2139586027018341701">https://matome.naver.jp/odai/2139586027018341701</a></p> <p>大磯駅前のコンビニも、箱根や京都のコンビニ同様に、大磯の落ち着いた雰囲気や茶色の看板を壊すことのない「茶色の看板」にしてもらうよう、大磯町からも働きかけていただけないでしょうか？そうすることで、今後駅周辺が増えていくであろう商業施設に対しても、景観保護を重視する大磯町／大磯町民の姿勢を示すことができると思います。</p> <p>既にご検討いただいているのかもしれませんが、まだでしたら、是非長い時間をかけて作った「大磯町景観計画」の「計画」を「実行」してください。よろしくお願いいたします。</p>	<p>町政につきまして日頃より御理解、御協力いただきありがとうございます。町では平成 21 年から大磯町景観条例を施行し、良好な景観の形成を推進しております。</p> <p>本条例のほか、大磯町景観計画を策定しており、本計画の中において建築確認申請が必要となる建築物の新築等を行う際には、予め建築主に「景観チェックシート」を提出していただき、景観形成指針に適合するよう協議を行っております。</p> <p>さらに、本計画の中で「景観形成重点地区」に該当する場合には、これらの他に景観法に基づく「行為届出書」の提出を義務づけ、その地区に適合する基準で指導しております。</p> <p>御意見をいただいたコンビニがある大磯駅周辺は、「景観形成重点地区」に該当し上記の届出を義務づけている地区であり、既に事業者から相談を受け、協議を行っているところです。</p> <p>看板の色彩に関しましては、本計画における明確な基準はありませんが、事業者には、本計画の壁面の色彩の基準に準じ、コンビニのフランチャイズ全国統一の色彩の看板よりも、落ち着いた配色になるよう、協議の都度、配慮をお願いしております。</p> <p>今後も「穏やかな自然」と「都市の賑わい」が調和した景観の形成に努めてまいります。</p> <p>この度は、貴重な御意見をありがとうございました。</p>

目安箱受付日：H29. 8. 22

掲示日：H29. 9. 4